

久喜市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員に委任することについての一部を改正する告示

久喜市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員に委任することについて（平成２２年久喜市告示第１号）の一部を次のように改正する。

本則の表しょうぶ会館に属する現金の収納及び保管の項を削る。

附 則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。